

栃木県事業承継支援補助金のご案内

弁護士
税理士
公認会計士
司法書士
中小企業診断士
など



中小企業者の皆様が 事業承継に向け 専門家を活用する場合の 経費の一部を助成します!

申請期間

令和5年5月8日(月)～令和5年11月30日(木)

※申請額が予算額上限に達し次第、募集を終了します。

事業実施期間

令和5年4月1日(土)～令和6年2月15日(木)

対象経費等

〔補助率：対象経費の1/2以内、補助上限額：100万円〕

主な事業区分 (専門家へ委託した場合の経費が対象)	補助上限額	
	M&A	親族内承継・ 従業員承継
●株式等の相続税・贈与税の申告書類の作成 申告業務のうち、申告書類作成業務に限る	50万円	50万円
●企業価値の算定 株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーション	37.5万円	50万円
●事業承継計画の策定 事業承継に向けたステップを明確にするための計画策定 ※計画の策定に当たっては中小企業庁が公表する「事業承継マニュアル」に基づき作成するもの	10万円	10万円
●最終的な契約書やレビューの作成	37.5万円	50万円
●不動産の鑑定評価書の作成	37.5万円	50万円
●債務整理手続き	37.5万円	50万円
●代表者の変更等に伴う登記	37.5万円	50万円

*対象経費の詳細についてはホームページよりご確認ください

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/2023jigyousyoukei.html>



補助 対象者

県内に本店を有する中小企業者(個人事業者の場合、県内に住所を有する者)

※栃木県内の中小企業をM&Aにより買収する場合に限り、栃木県外に本店を有する中小企業者も対象(ただし、事業承継後も常時使用する従業員の雇用を維持し、事業拠点を栃木県内に維持・確保が見込まれること)

申請書類

- 1 補助事業計画申請書
- 2 補助金交付申請書
- 3 補助事業計画書
- 4 事業承継の概要書
- 5 事業概要
- 6 誓約書
- 7 栃木県税に未納がないことを証明する書類
- 8 履歴事項全部証明書または住民票の写し
- 9 直近1期分の決算報告書等の写し
- 10 見積書の写し
- 11 支援機関(※)からの推薦書



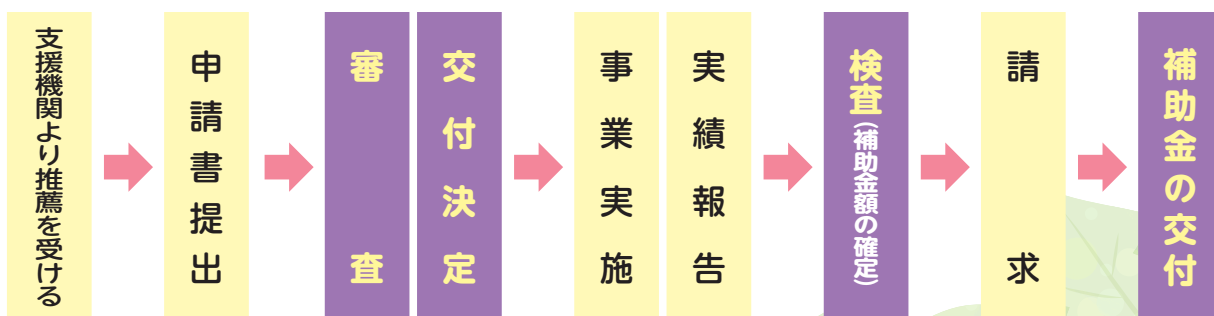
※ 支援機関

栃木県内に所在する商工会
栃木県内に所在する商工会議所
栃木県内に本支店を有する金融機関
栃木県信用保証協会
栃木県事業承継・引継ぎ支援センター
栃木県中小企業活性化協議会
公益財団法人栃木県産業振興センター

申請書類はHPよりダウンロードいただけます



申請手続きの流れ



※申請に当たっては、HPに掲載されている交付要領を必ずご覧ください。

※実績報告書は、必ず令和6年2月28日(水)17時まで(必着)に事業承継補助金事務局宛てに提出が必要です。

申請・お問合せ先

以下の事務局宛てに郵送またはメールにより申請してください。

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3階

事業承継支援補助金事務局
(一般社団法人栃木県商工会議所連合会)

TEL 028-637-3725 E-mail jigyoushoukei@ftcci.or.jp

※受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く) 午前9時から午後5時まで

